

学校いじめ防止基本方針

館林市立美園小学校

1 学校教育目標

すべての児童が、安全で楽しくすごせる活気に満ちた学校づくりを推進し「自ら学び（かしこく）、心豊かで（やさしく）、活力のある（たくましく）」児童を育成する。

2 目指す児童像

<本校の目指す児童像>

- 自ら学ぶ子→よく**聞いてよく考え**、自分の**判断**を大切にして**問題を解決**できる子。
- 思いやりのある子→互いに手を携えて問題の解決にあたり、**自他をともに生かす**ことのできる子。
- 体をきたえる子→進んで**体力の向上**、**健康づくり**に努める子。
- がんばりぬく子→自ら問題を見つめ、**わばい強く解決策を追求**する子。



児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に自主的に取り組み、いじめ防止及びいじめ解決のために自ら実践する子。

3 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受けた「群馬県いじめ防止基本方針」に基づき、本校の学校いじめ防止基本方針を策定する。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① いじめ防止対策会議（学期1回開催）

委員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談主任 養護教諭 各学年1名 特支担当1名

② 生徒指導部会（月1回（毎月第3木曜日）に開催）

部員：校長 教頭 教務 生徒指導主任 教育相談主任 養護教諭 各学年1名 特支担当1名

③ 児童会いじめ防止活動（児童会本部を中心に）

④ いじめ対策委員会（いじめ事案があった場合開催し早期解決に向け検討する）

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任 養護教諭、当該児学年主任、当該児担任、スクールカウンセラー

5 未然防止の取組

(1) 学校教育を通して児童の居場所づくりを行い、いじめの未然防止につなげる。

- ①学習指導の充実（わかる授業・楽しい授業・信頼関係のある授業）
 - ②環境づくり（教室環境・学校環境）
 - ③人権教育の充実（常時指導の充実・教職員の人権意識、人権感覚の向上）
 - ④道徳教育の充実
- (2) 特別活動を充実させることにより児童同士の絆づくりを行い、いじめの未然防止につなげる。
- ①学級活動・・・学級の問題点についての解決に向けた話し合い、C & S の活用
 - ②児童会活動・・・あいさつ運動、いじめ防止集会、縦割り活動、各種集会
 - ③クラブ活動・・・異年齢集団による自発的自治的な活動、役割分担やリーダーシップメンバーシップの意識化と実践
 - ④学校行事・・・集団活動による人間関係形成、自己有用感の向上
- (3) スクールカウンセラーによる研修会やコンサルテーションを行い、早期発見、早期解消、心のケア等について教職員の知識・技能の向上を図る

6 早期発見の取組

- (1) いじめ発見の手だて（教員のみ、アンケート、教育相談等）
- (2) 学級内の人間関係の客観的な把握（アンケート、C & S 等）
- (3) いじめを訴えることの意義と手段の周知
- (4) 保護者地域からの情報提供（保護者、PTA、学校評議員等との懇談）
- (5) スクールカウンセラーによる学級巡回

7 早期解消の取組

- (1) 組織的対応の展開
 - ①いじめ対策委員会の設定
 - ②いじめの情報のキャッチ
 - ③対応方針の決定と明確な役割分担
 - ④事実の究明と支援・指導
 - ⑤いじめ被害者、加害者、周囲の児童への指導
- (2) 保護者との連携
 - ①いじめられている児童の保護者との連携
 - ②いじている児童の保護者との連携
 - ③保護者との日常的な連携
- (3) 関係機関との連携
 - いじめの発見状況を報告、対応方針の相談→市教育委員会
 - 指導方針や解決方法の相談、児童や保護者への対応
→総合教育センター、いじめ・生徒指導相談室
 - いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等刑事事件等の発生
→児童相談所、警察、少年育成センター
 - いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合
→医療機関、こころの健康センター
 - いじめられた児童、いじめた児童への福祉的・心理的側面からの支援のありかたについての相談→児童相談所、市福祉課

8 保護者・地域との連携

- ①月 1 回朝通学路にて、保護者や地域の方とともに児童があいさつ運動を行う。

- ②学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭への協力を依頼したりする。
- ③PTA、民生委員・児童委員との情報交換

9 教育委員会及び関係機関との連携

- 教育委員会への報告と連携
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- 群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の活用
- 群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会の活用

10 重大事態への対応

- (1) 次のような重大事態が起こったときは、法に基づき迅速な対応及び適切な対応を行う。
- いじめにより被害児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた事案
 - いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
 - その他のいじめ事案（精神的被害の申し立て等）
- (2) 対応
- ①いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ②被害児童の保護
 - ・複数教職員による保護
 - ・スクールカウンセラーによるケア
 - ・スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握
 - ・別室登校等の実施
 - ③加害児童への対応
 - ・別室指導の検討
 - ・警察への相談・通報
 - ・懲戒や出席停止
 - ・加害児童とその保護者にたいするケア

11 いじめ防止に関する年間計画

	具体的な取組内容 ◆児童の取組 ◇定期的な取組	取組上の留意点
4月	○いじめ防止等の対策のための組織の設置・全ての教職員が学校基本方針を共通理解する。 ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ◇生徒指導委員会（毎月） ◇いじめに関するアンケート調査（毎月） ◆1年生を迎える会	・全ての教職員が学校基本方針を理解する。 ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる。
5月	◇いじめ防止対策委員会（学期1回） ○児童会中心のいじめ防止活動の実施 ◆あいさつ運動週間（月1回校内） ◇いじめ防止あいさつ運動（PTA協力、月1回朝通学路にて） ◇縦割り活動（月1回） ◆「いじめについて考える23万人アンケート①」の実施 ・集計（児童によるアンケート集計）	

	○教育相談の実施（担任による児童生徒への二者面談、スクールカウンセラー・特別支援コーディネーターの活用）	め問題は自分たちの問題であることを意識させる。
7月	○学校評価の実施① ○教育相談（個別面談等：夏季休業中）	
8月	○校内研修（コミュニケーションにかかわる研修会）	
10月	○校内研修（スクールカウンセラーによる研修会） ○人権月間	
11月	○いじめ防止集会（◆児童会による呼びかけ） ◆「いじめについて考える23万人アンケート②」の実施	
12月	・集計（児童によるアンケート集計） ○人権集会（◆児童会運営） ○学校評価の実施②	
2月	○児童会・生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り ◆感謝集会の運営、6年生を送る会	
3月	○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討	